

平成 17 年 3 月 20 日の地震災害に係る 災害援護資金利子補給補助金交付要綱

(通則)

第 1 条 平成 17 年 3 月 20 日に発生した地震災害（以下、「災害」という。）に係る災害援護資金利子補給補助金（以下、「補助金」という。）の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和 44 年福岡市規則第 35 号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この補助金は、災害により福岡市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年福岡市条例第 24 号。以下、「条例」という。）第 12 条に基づく災害援護資金の貸付を受けた借受人若しくは保証人（以下、「借受人等」という。）に対し、その者の負担軽減を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第 3 条 この要綱に基づき、補助金の交付の対象となる者（以下、「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。なお、補助対象者は公募により募集する。

- (1) 借受人等であること。
- (2) 本市の市税を滞納していないこと。

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、福岡市長が条例第 12 条の規定により貸し付けた災害援護資金の元金に係る償還利子とする。

ただし、延滞の場合は本条は適用しない。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、補助対象経費のうち、予算の範囲内において、かつ補助対象経費相当額とする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 補助金の申請については、借受人ごとに定められた償還計画における各償還期限までに貸付金の償還を行った場合に、利子補給金の交付対象利子ごとに利子補給金交付申請書兼払込完了報告書（様式第 1 号）を提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第 7 条 市長は、補助金の交付申請があった場合において、償還期限内の納入を確認したうえ、利子補給金を交付すると決定したときは、利子補給金交付決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知し、利子補給金を交付しないと決定したときは、利子補給金不交付決定通知書（様式第 3 号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第 8 条 規則第 14 号の実績報告については、様式第 1 号をもってかえる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 27 年 11 月 1 日から施行する。

(期間)

この要綱は、平成 29 年 3 月 31 日をもって廃止する。

印(捨印)

様式第1号

利子補給金交付申請書兼払込完了報告書

平成 年 月 日

(あて先) 福岡市長

申請者

住 所			
電話番号		印	
フリガナ			
氏 名			
生年月日	大正・昭和・平成	年	月 日
性 別	男 ・ 女		

平成 年 月 日、災害援護資金の払込を完了したので報告します。

平成17年3月20日の地震災害に係る災害援護資金利子補給補助金交付要綱の規定により、下記のとおり利子補給金の交付について申請します。

なお、申請者は、本件申請にあたり市に提出した個人情報について、市が税務担当課に市税の課税状況及び納付状況についての照会確認に使用することに同意します。

記

利子補給金の 交付の対象 となる資金	平成17年3月20日の地震災害に係る災害援護資金		
利子補給金の 交付申請額	円		
利子補給金の 交付の対象 となる期間	～		
利子補給金 払込先	金融機関の 名 称	銀行・信用金庫	本店
		農協・信用組合	支店
		漁協	出張所
	預金種別	口座番号 ※右づめで記入	
	<input type="checkbox"/> 普通		
	<input type="checkbox"/> 当座		
	(フリガナ)		
	口座名義		
添付書類			

様式第2号

保総第 号
平成 年 月 日

福岡市長
(保健福祉局総務部総務課)

様

利子補給金交付決定通知書

平成17年3月20日の地震災害に係る災害援護資金利子補給補助金については、下記のとおり交付することに決定いたしましたので、通知します。

記

- 1 利子補給金額 円
- 2 交付予定日 平成 年 月 日

様式第3号

保総第 号
平成 年 月 日

福岡市長
(保健福祉局総務部総務課)

様

利子補給金不交付決定通知書

平成17年3月20日の地震災害に係る災害援護資金利子補給補助金については、
下記のとおり交付しないことに決定いたしましたので、通知します。

記

- 1 不交付となる利子補給金額 円
- 2 不交付の理由

平成17年3月20日の地震災害に係る
福岡市災害援護臨時貸付金利子補給補助金交付要綱

(通則)

第1条 平成17年3月20日に発生した地震災害(以下、「災害」という。)に係る福岡市災害援護臨時貸付金利子補給補助金(以下、「補助金」という。)の交付については、福岡市補助金交付規則(昭和44年福岡市規則第35号。以下、「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、災害により福岡市災害援護臨時貸付金要綱(平成12年4月1日施行。以下、「貸付金要綱」という。)第3条に基づく福岡市災害援護臨時貸付金の貸付を受けた借受人若しくは保証人(以下、「借受人等」という。)に対し、その者の負担軽減を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 この要綱に基づき、補助金の交付の対象となる者(以下、「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。なお、補助対象者は公募により募集する。

- (1) 借受人等であること。
- (2) 本市の市税を滞納していないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費(以下、「補助対象経費」という。)は、福岡市長が貸付金要綱第3条の規定により貸し付けた福岡市災害援護臨時貸付金の元金に係る償還利子とする。

ただし、同条第1項第2号による貸付金については、当該元金の2.5%を補助対象経費とする。

- 2 延滞の場合は本条は適用しない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費のうち、予算の範囲内において、かつ補助対象経費相当額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の申請については、借受人ごとに定められた償還計画における各償還期限までに貸付金の償還を行った場合に、利子補給金の交付対象利子ごとに利子補給金交付申請書兼払込完了報告書(様式第1号)を提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、補助金の交付申請があった場合において、償還期限内の納入を確認したうえ、利子補給金を交付すると決定したときは、利子補給金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知し、利子補給金を交付しないと決定したときは、利子補給金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 規則第14号の実績報告については、様式第1号をもってかえる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

この要綱は、平成27年11月1日から施行する。

(期間)

この要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。

様式第1号

印(捨印)

利子補給金交付申請書兼払込完了報告書

平成 年 月 日

(あて先) 福岡市長

申請者

住所			
電話番号		印	
フリガナ			
氏名			
生年月日	大正・昭和・平成	年	月 日
性別	男 ・ 女		

平成 年 月 日、福岡市災害援護臨時貸付金の払込を完了したので報告します。
 平成17年3月20日の地震災害に係る福岡市災害援護臨時貸付金利子補給補助金交付要綱の規定により、下記のとおり利子補給金の交付について申請します。

なお、申請者は、本件申請にあたり市に提出した個人情報について、市が税務担当課に市税の課税状況及び納付状況についての照会確認に使用することに同意します。

記

利子補給金の交付の対象となる資金	平成17年3月20日の地震災害に係る福岡市災害援護臨時貸付金		
利子補給金の交付申請額	円		
利子補給金の交付の対象となる期間	～		
利子補給金払込先	金融機関の称	銀行・信用金庫	本店
		農協・信用組合	支店
	漁協	出張所	
	預金種別	口座番号 ※右づめで記入	
	<input type="checkbox"/> 普通		
	<input type="checkbox"/> 当座		
	(フリガナ)		
	口座名義		
添付書類			

福岡市長
(保健福祉局総務部総務課)

様

利子補給金交付決定通知書

平成17年3月20日の地震災害に係る福岡市災害援護臨時貸付金利子補給補助金については、下記のとおり交付することに決定いたしましたので、通知します。

記

- 1 利子補給金額 円
- 2 交付予定日 平成 年 月 日

様式第3号

保総第 号
平成 年 月 日

福岡市長
(保健福祉局総務部総務課)

様

利子補給金不交付決定通知書

平成17年3月20日の地震災害に係る福岡市災害援護臨時貸付金利子補給補助金については、下記のとおり交付しないことに決定いたしましたので、通知します。

記

- 1 不交付となる利子補給金額 円
- 2 不交付の理由

平成 21 年 7 月中国・九州北部豪雨災害に係る 災害援護資金利子補給補助金交付要綱

(通則)

第 1 条 平成 21 年 7 月中国・九州北部豪雨災害（以下、「災害」という。）に係る災害援護資金利子補給補助金（以下、「補助金」という。）の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和 44 年福岡市規則第 35 号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この補助金は、災害により福岡市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年福岡市条例第 24 号。以下、「条例」という。）第 12 条に基づく災害援護資金の借受人若しくは保証人（以下、「借受人等」という。）に対し、その者の負担軽減を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第 3 条 この要綱に基づき、補助金の交付の対象となる者（以下、「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。なお、補助対象者は公募により募集する。

- (1) 借受人等であること。
- (2) 本市の市税を滞納していないこと。

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、福岡市長が条例第 12 条の規定により貸し付けた災害援護資金の元金に係る償還利子とする。

ただし、延滞の場合は本条は適用しない。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、補助対象経費のうち、予算の範囲内において、かつ補助対象経費相当額とする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 補助金の申請については、借受人ごとに定められた償還計画における各償還期限までに貸付金の償還を行った場合に、利子補給金の交付対象利子ごとに利子補給金交付申請書兼払込完了報告書（様式第 1 号）を提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第 7 条 市長は、補助金の交付申請があった場合において、償還期限内の納入を確認したうえ、利子補給金を交付すると決定したときは、利子補給金交付決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知し、利子補給金を交付しないと決定したときは、利子補給金不交付決定通知書（様式第 3 号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第 8 条 規則第 14 号の実績報告については、様式第 1 号をもってかえる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 21 年 8 月 10 日から施行する。

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 27 年 11 月 1 日から施行する。

(期間)

この要綱は、平成 29 年 3 月 31 日をもって廃止する。

なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

様式第1号

印(捨印)

利子補給金交付申請書兼払込完了報告書

平成 年 月 日

(あて先) 福岡市長

申請者

住所			
電話番号		印	
フリガナ			
氏名			
生年月日	大正・昭和・平成	年	月 日
性別	男 ・ 女		

平成 年 月 日、災害援護資金の払込を完了したので報告します。
平成21年7月中国・九州北部豪雨災害に係る災害援護資金利子補給補助金交付要綱の規定により、下記のとおり利子補給金の交付について申請します。
なお、申請者は、本件申請にあたり市に提出した個人情報について、市が税務担当課に市税の課税状況及び納付状況についての照会確認に使用することに同意します。

記

利子補給金の 交付の対象 となる資金	平成21年7月中国・九州北部豪雨に係る災害援護資金						
利子補給金の 交付申請額	円						
利子補給金の 交付の対象 となる期間	～						
利子補給金 払込先	金融機関の 名 称	銀行・信用金庫	本店				
		農協・信用組合	支店				
	漁協	出張所					
	預金種別	口座番号 ※右づめで記入					
	<input type="checkbox"/> 普通						
	<input type="checkbox"/> 当座						
	(フリガナ)						
	口座名義						
添付書類							

様式第2号

保総第 号
平成 年 月 日

福岡市長

(保健福祉局総務部総務課)

様

利子補給金交付決定通知書

平成21年7月中国・九州北部豪雨災害に係る災害援護資金利子補給補助金については、
下記のとおり交付することに決定いたしましたので、通知します。

記

- 1 利子補給金額 円
- 2 交付予定日 平成 年 月 日

福岡市長
(保健福祉局総務部総務課)

様

利子補給金不交付決定通知書

平成21年7月中国・九州北部豪雨災害に係る災害援護資金利子補給補助金については、下記のとおり交付しないことに決定いたしましたので、通知します。

記

- 1 不交付となる利子補給金額 円
- 2 不交付の理由